

青森県報

第二千八百九十四号

平成二十年
二月十三日
(水曜日)

目 次

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……一

右 同……………(文化課) ……一

河川整備計画の案の縦覧……………(河川砂防課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十年一月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あもりラジオくらぶ
- 三 代表者の氏名
大竹 辰也
- 四 主たる事務所の所在地

青森市中央一丁目七の七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、情報受発信力を身につける事業を行うとともに、ラジオを中心にした媒体により住民間のコミュニケーションを促進し、地域で必要とされる情報の掘り起こしとその情報を共有する事業を通じて、地域の安全とともに住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十年一月三十一日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人津軽にやきもの産地をつくる会
 - 三 代表者の氏名
浅見 則昭
 - 四 主たる事務所の所在地
五所川原市大字金山字千代鶴五の七九
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、国内外の人々に対して、陶芸家の育成及び受け入れ、陶芸の国際交流に関する事業を行い、再び津軽の地にやきもの産地を形成し、地域文化の向上と社会全体の利益に寄与することを目的とする。
- ~~~~~
- 河川整備計画の案の縦覧
- 二級河川中村川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。
- 平成二十年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成二十年二月十三日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部鱒ヶ沢道路河川事業

所

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成二十年三月四日

3 意見書の提出先

青森県県土整備部河川砂防課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭